

地下の正倉院展—平城宮木簡の世界Ⅲ 木簡の諸相

展示期間

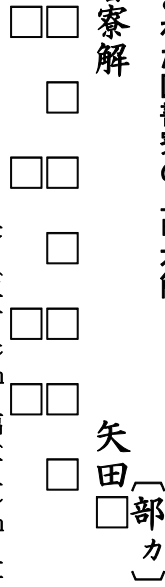
- I 天皇の食膳 二〇〇七年一〇月三日(火)—一月 四日(日)
- II 宮廷の生活 一月 六日(火)—二月 八日(日)
- III 木簡の諸相 一月 二〇日(火)—二月 二日(日)
- IV 宮城の守り 一月 四日(火)—二月 六日(日)

a 半裁された木簡

1 半裁された図書寮の上申木簡

(表) 図書寮解

(裏)



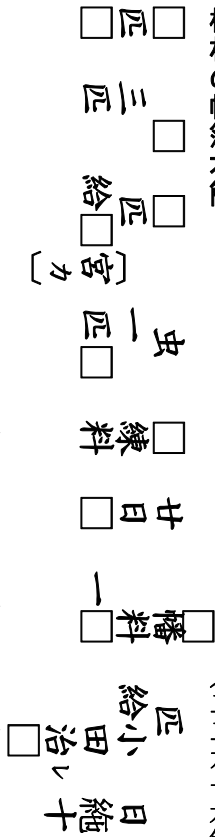
(四八号木簡)

長さ(二二八)mm・幅(一一)mm・厚さ六mm ○八一型式

「図書寮」(宮中の図書の保管や歴史書の編纂を担当)から中務省に宛てたとみられる公文書の木簡。「解」は、管轄を受ける上級の役所に上申する公文書の書式。左右両辺とも二次的に割られていて各文字は半分残るだけだが、三文字目の「寮」の文字が解読の手がかりとなった。裏面は横材の帳簿として利用されている。

b 様々な木簡

2 横材の帳簿木簡



(二二六号木簡)

長さ(三二)mm・幅(三二九)mm・厚さ五mm ○八一型式

「絶」などの繊維製品の数量を日ごとに書き上げた帳簿の材料を横に長く用いて、木目と直交する方向に文字を書いていく(横材木簡と呼ぶ)。こうすると書ける行数が増えるので、帳簿のように長く書き継いでいく場合に便利。しかし、一行の文字数が少なくなるため、割れてしまうと内容がわかりにくいことが多い。

木簡をよむ⑩

削らずに木簡の文字を直す—最も簡単な文字の訂正法

2の横材木簡の下から二行目、「小田治」とは何のことでしょうか? このままでは意味がとれません。この「治」の文字の右側にある「レ」に注目してください。これは読む順序をひっくり返す記号で「転倒符」と呼ばれるものです。直上の「田」よりも「レ」の付けられた「治」を先に読む、つまり「田治」を「治田」に修正する記号なのです。それならば「小治田」、ウジ名か地名で解釈できます。

間違えたら小刀で削って書き直せるのが木を使う利点と言われます。しかし、日常業務ではもつと簡便な訂正が行われていたわけです。それどころか、租税の荷札木簡にも転倒符を用いた例があります。木簡を削るのは、文字の訂正ではなく、むしろリサイクルの場合が多かったようです。丈夫でありかつ加工や再利用がしやすいという利点に、木簡が使われた本当の理由はありそうです。

3 タグ状の木簡

(四六九号木簡)

卅五隻

長さ一三五mm・幅二四mm・厚さ二mm ○五一型式

数量のみ書かれたタグ状の木簡。「隻」は単位。今では船を数えるときなどにしか使わないが、古代の木簡では舟のほか、鯛・鮭・鯖・鰯・鮎・鮒・鳥賊・筋子などの魚類、釘などの金具、鶴・雀・鶏などの鳥類、鼠などの例があり、広く単位として用いられた。この木簡は品目を記さない。見て明らかな物品の数量チェックが目的だったからだろう。魚類の可能性が高い。

4 13

篝火にリサイクルされた木簡たち

(九〇七、九一一号、九四五、九四九号木簡)

SK八二〇の木簡には、縦に割り裂いて捨てられた木簡が多数含まれている。中味を見られないようにするシュレッダー方式の廃棄かといわれてきたが、中には割った後に薄く面取りしているものもある。何かに再利用しているのではないか？

この謎は、福岡県の鴻臚館跡のトイレ遺構から見つかった同様のタイプの木簡によって解け始めた。木簡を篝火に再利用したのではないかというのである。細い板状に加工されている木簡ならではのリサイクルといえる。木簡は何度も削って再利用されるが、木簡としての役目を果たした後の木片さえ古代人たちは無駄にはしないのだ。私たちは彼らのリサイクル精神のおかげで、貴重な生の資料を手に入れることができるわけだ。

この手の木簡は当然読みにくいですが、つながって読める場合があるから油断ならない。

14 植物名を書き上げた木簡

(五四一号木簡)

(表) 榎 榛子 羊蹄 鴨頭草 菱 [子カ]

(裏) 蒹蒹 日 日 菱 可 樽 樽 樽 執 [謹カ]

長さ(二九六)mm・幅(二四)mm・厚さ五mm ○八一型式

食用や染料用の植物名を書いている。「榎」はベニバナ。黄色の染料。「榛子」はハシバミ。木の実の一種。「羊蹄」はギンギシ。しぶくさ、とも。食用の蔬菜。「鴨頭草」は押赤草ともいい、染料に用いる。「菱子」はヒシノミ。食用。裏面の「樽」は建築用の板材。「謹」など文書の用語かと思われる文字も見える。裏面は文字の練習をした習書だが、表面の植物名は、習書ではなく元は大きな木簡の一部であった可能性もある。

15 役人が文字の練習をした木簡

(五四二号木簡)

(表) 応進進上者者髣 応応 足下 者精 [精カ]

(裏) 莫嬾読 書書 書書水書 [精カ]

畫書 呂善書 畢水 畢 [書麻カ]

長さ(二六二)mm・幅(二六)mm・厚さ六mm ○八一型式

文字の練習をした習書(しゅうしょ)の木簡。「応進上者」(まさに進上すべし、てえり。「者」は引用の終わりを示す)、「足下」、「莫嬾読書」(書を読むをおこたるなかれ)、「麻呂」(まろ。人名)、「唄水」(みづまり)「(水を入れる器)のことか。上下逆さまに書く)など、意味のまとまりのある語句を練習している。役人が日常業務で書いていた文字や、自戒の語句を書いたものらしいが、途中で同じ文字を何回も書いたり、「書」↓「畫(昼)」のように似た文字を練習したりと、筆の赴くままに自由闊達に余白を埋めていつている。

c 付札と荷札

16 鍬の荷札

(三二二号木簡)

(表) 大井鍬十口 九月十日 長さ一五三mm・幅二九mm・厚さ九mm ○三二型式

荷物に括り付けた紐が残る珍しい木簡。「大井」は備中国賀夜郡大井郷（現在の岡山市北西部）。「口」はここでは「鉄」の単位。鉄は中国山地を擁する備中・備後両国の特産品で、一人あたり三本が調として収められた。ここでは個人単位でなく、数量優先で荷造りされている。

17 アワビの籠の付札

(四六一号木簡)

(表)長鮑壺籠納参拾沫條 卅一條七尺 六條六尺四寸

(裏) 天平十七年九月

長さ一六三mm・幅二二mm・厚さ三mm ○三二型式

「長鮑」を収めた籠のラベルの木簡。「條」は細長いものを数える単位。全部で「参拾沫條」。内訳は七尺(約二・一メートル)のもの「卅一條」、「六尺四寸」(約一・九メートル)のもの「六條」。天平十七年は七四五年。台形状の切り込みをもつ丁寧な作りで文字も端正な楷書体。贅荷札の再利用品の可能性もある。

18 西市での物品調達用の銭の付札

(四八七号木簡)

西市交易銭

長さ九一mm・幅一四mm・厚さ三mm ○三二型式

「西市」は平城京右京八条二坊にあった公設市場。左京八条三坊に置かれた東市とともに、平城宮の宮殿や役所で使用する物品の多くはここで調達された。これはそこでの「交易」(物品購入)用の「銭」(和同開珎)の付札。銭を孔に紐を通して束ね木簡を括り付けた。

19 出雲国からのワカメの荷札

(四〇七号木簡)

出雲国若海藻 御贄

長さ一三〇mm・幅二五mm・厚さ三mm ○三二型式

「出雲国」(今の島根県東部)から「御贄」として届けられた「若海藻」の荷札。端正な文字で書かれた丁寧なつくり。数量も年号も記さない、コンパクトな内容の荷札。

d 荷札と地域性

20 伊豆国からのカツオの荷札

(三四二号木簡)

(表)伊豆国賀茂郡三嶋郷戸主占部久須理戸占部廣庭

|| 調鹿堅魚拾壺斤

(裏) 拾両 員十連三節

天平十八年十月

長さ三三三mm・幅二七mm・厚さ五mm ○一一型式

「伊豆国賀茂郡三嶋郷」(今の東京都伊豆諸島か)の戸主「占部久須理」の戸口「占部広庭」が、「調」として収めた「鹿堅魚」(カツオのあらぼし)の荷札。「拾壺斤拾両」は重さを示し、約七・八キログラムに相当する。荷物に合わせて大型だが、カツオの荷札として切り込みがない珍しいタイプの荷札。「天平十八年」は七四六年。

21 参河国からのテングサの荷札

(三五六号木簡)

(表)参河国宝飫郡篠束郷中男作物小擬六斤

(裏)

天平十八年九月廿日

長さ二九八mm・幅三五mm・厚さ六mm ○三二型式

「参河国宝飫郡篠束郷」(今の愛知県小坂井町)から「中男作物」として届けられた「小擬」(小擬菜)の荷札。「六斤」「一斤」は重さの単位。は今の約四キログラム。「天平十八年」は七四六年。

木簡をよむ 木簡をよむ 木簡を見る

端正な文字で書かれた丁寧なつくりの出雲国の若海藻の荷札。でも、上端左右の切り込みをちよつと横から眺めてみてください。二方向から入れた刃の痕跡がよくわかります。木簡のもつ情報は文字だけではありません。木製品としての木簡のもつ情報は見方によって無限に広がります。文字は木簡にとつて不可欠の情報ではありますが、ものとしての木簡のもつ情報があつて初めて生きるのです。

木簡をよむ

贅の貢進と保管―「麻生割鮑」木簡の正体

「麻生割鮑二籠」の木簡は、志摩国から届いた贅の木簡であるのは間違いありませんが、通常の「麻生割鮑」の荷札と比べると、「籠」を単位としていることや、下端が平らな形をしている点でかなり様子が異なります。また、元の形を考えると、かなり幅広の材にゆったりと文字を記した木簡であることがわかります（左図右）。

実はこれと形も筆跡もよく似た「麻須楚割一籠」と書かれたラベルの木簡が、同じSKK八二〇から見つかっています（左図左）。これは、貢進の際の荷札ではなく、保管用のラベルです。とすれば、「麻生割鮑二籠」の木簡も保管用のラベルなのではないでしょうか。そう考えると、この木簡が通常の志摩国の贅の荷札と形態が異なることも理解できます。「貝」単位で届けられた「割鮑」を、平城宮内の役所で保管用に詰め替えた「籠」のラベル、それがこの木簡の正体だったのです。



(三七二号木簡)

参河国播豆郡析嶋海部供奉□□御贄佐米楚割六斤

「参河国播豆郡」の「析嶋」(今の愛知県一色町佐久島)から「御贄」として届けられた「佐米楚割」(サメの干物)の荷札。海民集団「海部」が月単位で貢進する書式をとる。おおむね析嶋が偶数月、篠嶋が奇数月を担当した。日莫(日間賀)嶋が分担することもあった。「六斤」は重さの単位で、約四キログラムに相当。なお、播豆郡三嶋のこの書式の贄の荷札には、けっして年紀は書かれない。

(三三三九号木簡)

朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林

|| 調鰯六斤 卅四條 天平十七年十月

「朝夷郡健田郷」(上総国の郡名。今の千葉県千倉町付近)の戸主「額田部小君」の戸口「矢作部林」が、「調」として収めた「鰯」の荷札。「六斤」「一斤」は重さの単位。「天 平十七年」は七四五年。荷物の長さに合わせて荷札も長大。

木簡をよむ 12 荷札木簡の可能性

都に届けられる調や庸などの租税は、個人単位で納められることになっていて、一人当たりの負担が賦役令という法令で定められています。荷札にも個人名が書かれるのが普通です。しかし、実際には地方行政の中核を担った郡の役所が主体となって、税物の調達を行う場合が多かったようです。一見無味乾燥に見える荷札の記載ですが、記載内容や書式、形態などを詳しく調べると、律令国家の地方支配の実態を鮮やかに甦らせることもできる、荷札はそんな可能性を秘めた資料群です。

(三四三号木簡)

(表)越前国丹生郡曾博郷戸主牟儀都百足戸口同廣足

(裏) 調波奈佐久一□□(斗カ) 天平十七年四月十八日

「越前国丹生郡曾博郷」(今の福井県鯖江市付近)の戸主「牟儀都百足」の戸口「同(牟儀部)広足」が、「調」として収めた「波奈佐久」(カブラナとする説と、薬用の「ハマスゲ」とする説とがある)の荷札。「六斤」「一斤」は重さの単位。は今の約四キログラム。「一斗」はかさを示し、今の約四升、約セリットル。「天 平十七年」は七四五年。

(四四五号木簡)

麻生割鰯二籠

「麻生」は志摩国の地名で、歌枕の「麻生浦」にあたる。「割鰯」はアワビの一種。「貝」という単位で数えている例があり、比較的原型をとどめた加工であったらしい。半裁されていて文字も半分しか残らないが、簡略な書式をとる志摩国のアワビの贄の荷札の類例の増加によって、判読が可能になった。天皇の食料を供給する御食国志摩から届いた「志摩の速贄」にふさわしい。

木簡をよむ 13 いろいろなアワビ

アワビは今なら「鮑」と書くのが普通ですが、木簡では「鰯」と書く場合も多く、例えば安房(上総)国のアワビの荷札は例外なく「鰯」です。また、「鮑」も使うほか、今ならマムシを意味する「鰻」もアワビの意味で平気で用いています。